

短い夏の輝き

法人会報
よこて

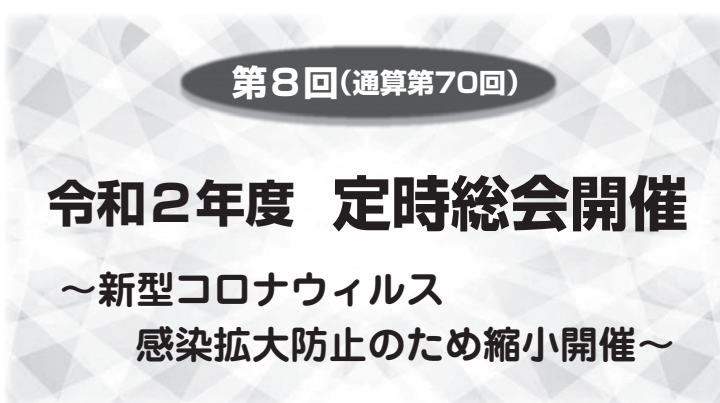
発行所
公益社団法人横手法人会
横手市大町7番18号
(横手商工会議所2階)
TEL35-7766

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yokote/>
E-mail
yokoteho@crest.ocn.ne.jp

明確な梅雨明けもないまま、つかの間の猛暑。
笑顔のようなひまわりから元気をもらいました。

第8回(通算第70回)定時総会を去る6月1日(月)正午より松與会館において開催いたしました。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、理事、監事による縮小した形で開催することとし、会員の皆様には委任状での出席をお願いいたしました。その結果、304社より委任状をいただき当日の参加者を含め326社の出席となりました。



挨拶する齋藤会長

また、例年ご招待申し上げていたご来賓への案内も控えさせていただきましたが、規模を縮小して出席者への安全を確保して開催することができました。

総会の冒頭、齋藤会長からは、「新型コロナウイルスの発生から5ヶ月が経ち、一週間前には緊急事態宣言が全国的に解除された。当地域や県内においても、業種によつては全く仕事がなくなったところや、今のところそれほど悪化はしていないなど、影響の度合いは様々だと思うが、何とか頑張っていきたいと思います。」との挨拶がありました。

続いて、定款の定めにより齋藤会長が議長となり、議事録署名名人

に、藤沢進氏、鶴田典治氏の兩人を指名し議事に入りました。

〔審議事項〕

◆第一号議案

令和元年度決算報告承認の件

〔監査報告〕

議長は議案を上程し、葛屋事務局長から内容が説明されました。

続いて監事を代表して、小松貞吉監事から決算内容は適正であったとの報告がなされました。

議長は、議案に対しての質疑を議場に求め、満場異議無く承認可決されました。

〔報告事項〕

次に報告事項として、

一、令和元年度事業報告

二、令和2年度事業計画

三、令和2年度収支予算

が葛屋事務局長から説明されました。

続いて令和2年度会員増強協力者と優良経理担当者の表彰の紹介がありました。表彰者についても、コロナウイルス対策として会場へのご招待を控え、表彰状と記念品を予め所属する事業所へお届けし、受賞者に渡していただきました。

会議後に、齋藤会長から6月で葛屋良一氏が事務局長を退任し、



規模を縮小して開催した総会

後任に大和敏憲氏が就任することが紹介されました。

総会終了後は、例年開催していた懇親会を行わず、代わりに昼食会にて現下のコロナ禍における情勢等の情報交換を行いました。

会員増強協力者表彰 優良経理担当者表彰

◆会員増強協力者表彰

・大同生命(株)きた東北支店
横手営業所

◆優良経理担当者表彰

・(株)フジベン横手支店
加賀 真美

加藤 有紀

横手法人会 令和2年度 予算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

科 目	今年度予算額	備 考
I. 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
①基本財産運用益	1,000	
基本財産受取利息	1,000	定期預金利息
②特定資産運用益	100	
特定資産受取利息	100	定期預金利息
③受取会費	3,054,000	
正会員受取会費	2,860,000	会員会費
賛助会員受取会費	39,000	
部会受取会費	155,000	青年・女性部会費
④事業収益	170,000	
研修事業収益	20,000	
会員支援事業収益	150,000	参加会費等
⑤受取補助金等	6,481,825	
受取全法連助成金振替	5,643,100	全法連
受取県連補助金	838,725	県法連
⑥雑収益	91,075	
雑収益	91,075	総会祝金・預金利息他
[経常収益計]	9,798,000	
(2) 経常費用		
①事業費	8,219,200	
(1)税の啓発活動費	370,000	決算・新設・実務講座他
(2)広報事業活動費	669,000	会報・広報
(3)税制提言活動費	674,000	税制委員会・要望、アンケート
(4)経営支援活動費	191,000	経営者セミナー
(5)地域貢献活動費	1,644,000	社会貢献事業
(6)会員支援事業費	695,000	会員合同研修会他
給料手当	2,025,000	事業従事割合により配賦
退職給付費用	135,000	〃
福利厚生費	315,000	〃
通信運搬費	72,000	〃
消耗品費	90,000	〃
光熱水道費	99,000	〃
賃借料	657,000	〃
委託費	583,200	〃

科 目	今年度予算額	備 考
②管理費	1,691,800	
給料手当	225,000	職員人件費
退職給付費用	15,000	
福利厚生費	35,000	事業主負担・社保他
会議費	150,000	常任・理事会・役員会等
旅費交通費	222,000	
通信運搬費	128,000	電話料・郵便料
消耗品費	10,000	事務用品・コピー用紙
印刷製本費	200,000	封筒他
光熱水道費	11,000	
賃借料	73,000	家賃代
支払負担金	100,000	県連他
委託費	316,800	事務委託費
渉外慶弔費	40,000	
表彰費	100,000	
支払手数料	46,000	振込手数料
雑費	20,000	
[経常費用計]	9,911,000	
[評価損益等調整前当期経常増減額]	△ 113,000	
基本財産評価損益等	0	
特定資産評価損益等	0	
投資有価証券評価損益等	0	
評価損益等計	0	
[当期経常増減額]	△ 113,000	
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
[経常外収益計]	0	
(2) 経常外費用	0	
[経常外費用計]	0	
[当期経常外増減額]	0	
[当期一般正味財産増減額]	△ 113,000	
[一般正味財産期首残高]	14,337,954	
[一般正味財産期末残高]	14,224,954	
II. 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		
受取全法連助成金	5,643,100	
一般正味財産への振替額		
一般正味財産への振替額	5,643,100	
[当期指定正味財産増減額]	0	
[指定正味財産期首残高]	0	
[指定正味財産期末残高]	0	
III. 正味財産期末残高	14,224,954	

青年部会だより

6月8日(月)午後六時より、交流センター雄川荘において令和2年度定時総会を開催しました。

総会では、大嶋部会長よりコロナウィルス禍での総会について、安全面に配慮し来賓等へのご案内は控えて開催することとした等の挨拶の後、議長を部会長に選出し議案審議に入りました。

◆議案第一号

令和元年度事業報告並びに収支決算の承認について

事務局からの説明のあと承認されました。

◆議案第二号

令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認について
 葛屋事務局長からの説明のあと承認されました。

総会終了後は、雄川荘の別会場に移動し懇親会を行いました。

懇親会では、大嶋部会長が、会則の年齢規定により今年度で青年部会を卒業される五名の会員を紹介しました。また、退任される葛屋事務局長へ花束と記念品を贈り

感謝と労苦をねぎらいました。それぞれが部会活動の思い出話などで楽しい時間を過ごしました。(卒業会員への記念品は別途お送りしました。)

女性部会だより

6月19日(金)午後四時三十分より、松興会館において令和2年度定時総会を開催しました。

はじめに、吉田部会長より、日頃からの部活動への協力に対して会員へ感謝の言葉があり、また今般のコロナウィルス禍での総会開催

にあたり、安全面に配慮して来賓等へのご案内は控えたことなどの挨拶がありました。

挨拶の後、議長を吉田部会長に選出し議案審議に入りました。

◆議案第一号

令和元年度事業報告並びに収支決算の承認について

葛屋事務局長からの説明のあと承認されました。

◆議案第二号

令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認について
 葛屋事務局長からの説明、吉田

部会長からの補足説明のあと満場一致で承認されました。
 総会終了後は、別室に移動し懇親会を行いました。



退任する葛屋事務局長に
花束を贈呈する吉田部会長

公益社団法人横手法人会創立70周年記念 地域社会貢献活動事業

元口笛世界チャンピオン

岩手県立不來方高等学校音楽部 & 柴田 晶子

新型コロナに負けるな! 音楽で元気になろうコンサート

★日 時 令和2年11月21日(土)

1回目講演PM1:00~3:00

2回目講演PM4:00~6:00

★場 所 横手市民会館

平成29年に地域社会貢献活動事業として開催した、岩手県立不來方高等学校音楽部と口笛奏者柴田晶子さんによる「夢のNEOコンサート」は大きな感動をよび、再演の希望が多数寄せられました。

今年度はそんな皆さんの声に応えるため、創立70周年を記念し再度コンサートを開催いたします。

コロナ禍の中、音楽で元気になれるよう、音楽の力を感じてみませんか。

今回は、感染拡大防止対策として、全席指定で実施します。法人会員には、入場整理券先行予約を受付けいたします。申込書付のチラシを配布いたしますので、詳細をご覧ください。

先行予約締切後、事務局より入場整理券(全席指定)を送付いたします。

主催/公益社団法人横手法人会

後援/横手市・横手市教育委員会・横手市商工会議所
 (予定) よこて商工会・横手市観光協会・秋田魁新報社
 AKT秋田テレビ・ABS秋田放送・AAB秋田朝日放送

事務局：公益社団法人横手法人会

〒013-0021

秋田県横手市大町7-18(横手商工会議所2F)

TEL(0182)35-7766 FAX(0182)35-7767

E-mail:yokoteho@crest.ocn.ne.jp

横手税務署長
プロフィール

栗田 和 夫

平成30年7月

仙台国税局 課税第二部

統括国税調査官（酒税担当）

平成29年7月

仙台国税局 課税第二部

酒類業調整官



横手税務署長 栗田 和夫

新税務署長あいさつ

ます。齋藤会長様をはじめ、役員並びに会員の皆様の日頃の活動に對しまして、心から敬意を表する次第でございます。

残暑の候、公益社団法人横手法人の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、横手税務署長を拝命し、仙台国税局統括国税調査官（酒税担当）から転任して参りました栗田でございます。前任の佐々木署長同様、よろしくお願い申し上げます。

横手法人会は、創立以来、長い歴史と伝統を誇る会として、地域を代表する企業の皆様が結集し、税知識の普及や納税意識の高揚、地域企業の健全な発展や社会貢献など、公益法人として多岐にわたる活発な事業活動を展開されていると伺っており

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、横手法人会の皆様におかれましても大変なご苦労をされていることと存じます。新型コロナウイルス感染症により事業に相当の影響がある場合には、国税の納税猶予の特例が設けられており、法人税・消費税等の納税・申告には期限の延長も認められておりますので、税務署窓口にご相談いただければと思います。

また、私も税に携わる者といたしましては、そのような中であつても、経済取引の国際化・複雑化等、税務行政を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、適正・公平な課税及び徴収の実現と納税者の皆様から信頼される税務行政の確立を目指し、なお一層の努力を重ねて参る所存でございます。今後とも皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

横手法人会の皆様には、二つほどお願いがございます。

一つ目は、消費税の軽減税率制度の定着と適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に向けた対応についてです。

昨年10月に、消費税率の2%への引上げと軽減税率制度が実施されました。

また、適格請求書等保存方式が令和5年10月に導入されることに伴い、令和3年10月から適格請求書発行事

業者の登録申請が開始されます。私どもといたしましては、制度の定着と円滑な導入に向けて、周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んで参ります。

横手法人会の皆様におかれましては、改正消費税法等の説明会が開催される場合には、多くの皆様が制度等の理解を深めていただく機会となりますよう、出席への働き掛け等につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

二つ目は、添付書類を含めた「e-tax」の普及拡大です。添付書類を含めた「e-tax」の利用を普及していくことは、納税者の皆様の更なる利便性の向上につながりますとともに、税務行政

の効率化に資するものでありますので、引き続き利用促進に取り組んで参ります。また、法人の電子申告義務化など新たな制度の周知・広報にも取り組んで参ります。

横手法人会におかれましては、これまで「e-tax」の利用拡大に積極的に取り組んでいただいておりますので、改めて厚く御礼申し上げますとともに、今後も引き続き「e-tax」の普及拡大に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人横手法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

税務署人事異動

横手税務署の定期人事異動が7月10日付で発表されました。

異動は次のとおりです。

■着任しました。よろしく申し上げます。

新 官 職

総務課 総務課長 小西 剛
 総務課 総務係長 戸田 秀幸
 管理運営・徴収部門 国税徴収官 和久井 友香
 個人課税部門 統括国税調査官 原田 剛
 個人課税部門 上席国税調査官 戸田 一志
 個人課税部門 国税調査官 五十嵐 千夏子
 法人課税部門 統括国税調査官 石川 伸一
 法人課税部門 国税調査官 榎本 稔
 法人課税部門 国税調査官 吉田 美

前 任 署

小西 剛 仙台北税務署
 戸田 秀幸 仙台国税局課税第一部
 和久井 友香 青森税務署
 原田 剛 山形税務署
 戸田 一志 秋田南税務署
 五十嵐 千夏子 酒田税務署
 石川 伸一 仙台国税局課税第一部
 榎本 稔 八戸税務署
 吉田 美 仙台北税務署

■転任しました。在任中は、大変お世話になりました。

前 官 職

（総務課 総務課長） 本間 淳二
 （総務課 総務係長） 佐々木 夏子
 （管理運営・徴収部門 上席国税徴収官） 佐々木 順治
 （管理運営・徴収部門 国税徴収官） 早坂 宏昭
 （個人課税部門 統括国税調査官） 猪岡 正孝
 （個人課税部門 国税調査官） 佐々木 則雄
 （個人課税部門 国税調査官） 泉川 裕季
 （法人課税部門 統括国税調査官） 小川 訓右
 （法人課税部門 上席国税調査官） 相馬 治

新 任 署

本間 淳二 鶴岡税務署
 佐々木 夏子 古川税務署
 佐々木 順治 湯沢税務署
 早坂 宏昭 退職
 猪岡 正孝 秋田南税務署
 佐々木 則雄 退職
 泉川 裕季 大曲税務署
 小川 訓右 秋田南税務署
 相馬 治 弘前税務署

【適用時期】

特例法の施行日（令和 2 年 4 月 30 日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和 2 年 2 月～10 月までの**任意の 3 カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2 分の 1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和 3 年 1 月 31 日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和 5 年 3 月 31 日まで適用期限が 2 年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、事業用家屋と構築物を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均 1 %以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和 4 年度までの 2 年間に限り延長（令和 5 年 3 月 31 日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和 3 年 1 月 31 日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和 2 年 4 月 29 日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和 2 年 12 月 31 日⇒令和 3 年 12 月 31 日） ① 注文住宅の新築は令和 2 年 9 月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和 2 年 11 月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から 6 カ月以内⇒増改築等完了の日から 6 カ月以内） ① 既存住宅取得の日から 5 カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和 2 年 4 月 30 日）から 2 カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を 1 %分軽減する特例措置の適用期限が 6 カ月延長され、令和 3 年 3 月 31 日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から 6 月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和 3 年度末（令和 4 年 3 月 31 日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人

全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX : 03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 - （注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 - ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
 - （注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。



大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部 横手営業所/
秋田県横手市9-12(あいおい損保ビル4F)
TEL 0182-32-1090



AIG損害保険株式会社

秋田支店/
秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)
TEL 018-801-2010